

前橋市国民健康保険条例及び前橋市福祉医療費の支給に関する条例の改正
について（議案第103号）

国民健康保険課

1 改正の理由

国民健康保険法等の改正により、被保険者証等が廃止されることに伴い、所要の改正を行う。

2 主な内容

(1) 前橋市国民健康保険条例

罰則に係る規定から、被保険者証の返還に応じない場合の規定を削る。

(2) 前橋市福祉医療費の支給に関する条例

ア 福祉医療費の受給資格者証の交付を受けた者が、保険医療機関等で医療を受ける際に提示する書類として、資格確認書を加える。

イ 福祉医療費の受給資格者証の交付を受けた者が、保険医療機関等で医療を受ける際に提示する書類から、被保険者証、組合員証及び加入者証を削る。

3 施行期日

令和6年12月2日（ただし、2の(2)のイについては、令和7年12月2日）